

基本計画の提案（案）

1. 将来像として、愛西市の南部と北部にそれぞれ 1 校ずつの中学校とする。
ただし、現状の生徒数では、統合すると過大規模校や大規模校となり、さらに、永和中学校は 2033 年（令和 15 年）に過小規模校が見込まれるまで 10 年以上あること、佐織中学校は 2033 年（令和 15 年）まで 10 年以上適正規模校が見込まれることから、段階的に以下のとおり対策を講じる。

① 佐屋中学校と立田中学校を統合し、(A.佐屋中学校 B.佐屋西小学校 C.津島自動車学校付近) に配置する。

- 統合時期は、立田中学校が過小規模校になると見込まれる前の、令和 8 年度末までとすることが望ましい
- 生徒受入に必要な施設整備及び老朽化対策を実施
- 通学路の安全性と距離・時間を確認
- 地域コミュニティ、避難所等の機能確保
- 跡地利用

② 八開中学校と佐織西中学校を統合し、(A.佐織西中学校 B.八開中学校) に配置する。

- 統合時期は、準備ができ次第、速やかに実施する。
- 生徒受入に必要な施設整備及び老朽化対策を実施
- 通学路の安全性と距離・時間を確認
- 地域コミュニティ、避難所等の機能確保
- 跡地利用

③ 永和中学校は、生徒数の推移を注視し、過小規模校となるまでに、佐屋・立田統合中学校へ追統合する。

- 過小規模校になると見込まれる 5 年前までを目途に、追統合の検討を開始

(現状は、令和10年度までに検討開始見込)

- ・通学路の安全性と距離・時間を確認
- ・地域コミュニティ、避難所等の機能確保
- ・跡地利用

○老朽化対策は追統合の検討後、必要に応じて実施。それまでは修繕で対応

④ 佐織中学校は、生徒数の推移を注視し、佐織中学校、あるいは八開・佐織西統合中学校のどちらかが過小規模校となるまでに統合する。

○どちらかが過小規模校になると見込まれる5年前を目途に、統合の検討を開始

- ・通学路の安全性と距離・時間を確認
- ・地域コミュニティ、避難所等の機能確保
- ・跡地利用

○老朽化対策として、予防保全管理を実施

※ 通学は、徒步又は自転車を原則とするが、通学距離が6kmを超える生徒の通学方法を検討する。

2. 老朽化対策検討委員会からの提言において、最も老朽化が進んでいる「区分I」と判定された小学校について、以下のとおり対策を講じる。

① 立田南部小学校と立田北部小学校は、

- (A.それぞれの校舎の面積を減らして、老朽化対策を実施
- B.立田中学校の老朽化対策を実施して、統合した小学校を設立
- C.それぞれ佐屋西小学校、草平小学校と統合) する。

○時期は、(A.C.できる限り速やかに B.立田中学校と佐屋中学校の統合後)

○Bの場合は以下の検討を行う。

- ・通学路の安全性と距離・時間を確認
- ・地域コミュニティ、避難所等の機能確保
- ・跡地利用

② 佐屋小学校は、校舎の面積を減らして、老朽化対策を実施する。

○時期は、準備ができ次第、速やかに実施

3-1. 全学年1学級となっている小学校は、以下のような対策を講じる。

① 開治小学校は、複式学級が見込まれる5年前までを目途に、統合の検討を開始する。

○時期は、現状では令和7年度までに検討を開始

- ・通学路の安全性と距離・時間を確認
- ・地域コミュニティ、避難所等の機能確保
- ・跡地利用

○老朽化対策は統合の検討後、必要に応じて実施。それまでは修繕で対応

② 八輪小学校（立田南部小学校、立田北部小学校）は、適正規模に向けた検討を開始する。

○時期は、準備ができ次第、速やかに、かつ定期的に実施

○八輪小学校（区分Ⅲ）は老朽化状況を調査し、適正規模に向けた検討に合わせ、かつ区分Ⅰ・Ⅱの学校の対策と整合性を図り、老朽化対策に着手する。

3-2. 前記に該当しない小学校は、児童数の推移を注視し、複式学級の発現を防ぐとともに、以下のような対策を講じる。

① 永和小学校（区分Ⅱ）

○健全度調査を実施し、区分Ⅰの学校の老朽化対策が終了次第、着手する。

② 市江小学校（区分Ⅲ）

○老朽化状況を調査し、区分Ⅰ・Ⅱの学校の対策と整合性を図り、老朽化対策に着手する。

③ 佐屋西小学校（区分Ⅳ）

○老朽化状況を調査し、区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの学校の対策と整合性を図り、老朽化対策に着手する。

④ 北河田小学校（区分Ⅱ）

○健全度調査を実施し、区分Ⅰの学校の老朽化対策が終了次第、着手する。

⑤ 勝幡小学校（区分Ⅱ）

○健全度調査を実施し、区分Ⅰの学校の老朽化対策が終了次第、着手する。

⑥ 草平小学校（区分Ⅲ）

○老朽化状況を調査し、区分Ⅰ・Ⅱの学校の対策と整合性を図り、老朽化対策に着手する。

⑦ 西川端小学校（区分Ⅳ）

○老朽化状況を調査し、区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの学校の対策と整合性を図り、老朽化対策に着手する。

4. 地区検討協議会へ以下の事項を申し送りする。

① 検討協議会からの基本計画案の提案の検証

- 疑問点や問題点、課題となる事項の洗い出し
- 解決策の提案

② 当該地域小学校への対策

- 中学校の統廃合に伴う小学校への影響の洗い出し
- 通学区域見直しの必要性
- 老朽化対策の時期と手法の妥当性

③ 統廃合後の通学時間・距離の確認及び通学方法の検討

- 通学に係る時間や距離の妥当性
- 自転車や徒步以外の通学方法（スクールバス等）の必要性
- 体力維持の方策

④ 通学路の安全確認

- 統合後の通学路の安全性
- 安全確保のために必要な対策の提案

⑤ 地域コミュニティ、避難所等の機能確保

- 統廃合後に問題や課題となる事項の洗い出し
- 機能確保のために必要な対策の提案

⑥ 跡地利用

- 統廃合後に問題や課題となる事項の洗い出し
- 跡地利用の提案